

2013年5月6日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

( 第 261 号 )

## 国家外貨管理局、 『外債登記管理弁法』を公布 元転や返済に係る認可を廃止へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2013年4月28日付で『外債登記管理弁法』の公布についての通達』（匯発[2013]19号、以下『19号通達』という）を公布しました。外債借入金の元転や元利金の返済に係る審査・認可を廃止し、銀行審査で取り扱えるようにするなど、外債関連手続の簡素化を図っています。

同局は2012年12月に直接投資外貨管理制度改革を実施し、直接投資における外貨専用口座の開設や元転・振替、国内再投資、対外支払等に係る審査・認可の多くを廃止しています<sup>1</sup>。『19号通達』の公布は、こうした行政簡素化の動きに合わせたものとなります。

一方で、外債に係る外貨管理規制そのものに大きな変更はありません。外債契約締結後15営業日以内の外債登記、登録資本金と投資総額の差額である「投注差」の範囲内での外債借入<sup>2</sup>、短期外債の残高管理および中長期外債の発生額管理といった規制は、従来どおりとなっています。

以下、『19号通達』の付属文書『外債登記管理弁法』（以下『弁法』という）、『外債登記管理オペレーションガイドライン』（以下『ガイドライン』という）に沿って、外債登記管理制度の変更点を紹介します。

### □ 認可廃止で手続を簡素化

外債借入を行う外商投資企業は、外債契約の締結後15営業日以内に企業所在地の外貨管理局で外債契約登記手続を行わなければなりません（『弁法』第9条、『ガイドライン』第1条）。貿易信用取引に伴って発生した前受や延払について登記を行う必要はありません（『弁法』第31条）が、ファイナンスリー

<sup>1</sup> 直接投資外貨管理制度改革については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第243号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ [http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.243.pdf](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.243.pdf)

<sup>2</sup> 外商投資性会社の外債限度額は、登録資本金が3,000万米ドルを下回らない場合、登録資本金の4倍を超えてはならず、登録資本金が1億米ドルを下回らない場合、登録資本金の6倍を超えないとされていること、また外商投資リース会社の外債を含むリスク資産総額は、純資産総額の10倍を超えてはならないとされていることも、従来どおりです。

スによる外貨取引には外債契約登記が必要になります（『ガイドライン』第1条）。

今回、外債口座開設に係る審査・認可が廃止されたため、外商投資企業は登記後に所在地の銀行で直接、借入金の引出と返済に使用する「外債専用口座」（外債契約1件につき2口座まで）、返済のみに使用する「元利返済専用口座」（1件につき1口座のみ、必要に応じて開設）を開設できるようになりました（『弁法』第12条、『ガイドライン』第3条）。また、借入金の引出後5営業日以内に外貨管理局で行う必要があった借入引出登記手続も不要となっています（『弁法』第13条）。

外債の元転に係る審査・認可も廃止されたため、外商投資企業は銀行審査により借入金を元転することができます（『弁法』第13条）。ただし、元転後の人民元資金の使途が外債契約と一致していること、短期外債を固定資産投資等の中長期用途に使用してはならないこと、元転後の資金を国内金融機関による人民元貸付の返済に使用してはならないこと、などの規制はこれまでどおりです。なお、元転後の人民元資金は手元準備金等を除き、元転後5営業日以内に受取人に払い込まなければならないとされています（『ガイドライン』第6条）。

さらに、外債の元利金返済に係る審査・認可も廃止となり、銀行審査のみで返済に係る外貨購入・対外支払手続を行うことができます（『弁法』第13条）。返済完了後は外債口座を閉鎖し、最後の元利返済を行った日から1カ月以内に外貨管理局で外債抹消登記手続を行う必要があります（『弁法』第6条、『ガイドライン』第7条）。

国内金融機関からの資金借入に対する親会社等の国外担保提供者による保証「外保内貸（国外担保・国内貸付）」については、従来どおり保証履行時に所在地の外貨管理局で外債登記手続を行う必要があります<sup>3</sup>、その履行額が短期外債として投注差管理に組み込まれます（『弁法』第18条・第19条、『ガイドライン』第8条）。外商投資企業は直接、国内金融機関・国外担保提供者と保証契約を締結できますが、その保証手数料を対外支払する場合には、外貨管理局の事前認可が必要となっています（『ガイドライン』第10条）。

また、外債借入時の為替リスク等をヘッジするために購入する金融派生商品について、その資金受取・支払に係る審査・認可も不要としており、実需に基づいて銀行で直接契約し、資金の受取・支払を行うことができます（『弁法』第32条）。

\*

『19号通達』は、2013年5月13日より施行されます。国家外貨管理局は『19号通達』の施行に合わせ、外債の統計モニタリングやオフサイト検査を強化し、外債リスクを防止するとしています。

『19号通達』および『弁法』の詳細は、3ページからの日本語仮訳および9ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

<sup>3</sup> 契約締結時には、国内金融機関が偶発債務として外貨管理局に一括定期報告を行います。

(日本語仮訳)

**国家外貨管理局**  
**匯発[2013]19号**  
**『外債登記管理弁法』の公布についての通達**

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局、外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

外貨管理体制改革を深化し、行政審査・批准手順を簡素化し、外債統計モニタリングを強化し、外債リスクを防止するため、国家外貨管理局は外債登記管理方式の改善を決定した。このため、国家外貨管理局は『外債登記管理弁法』および『外債登記管理オペレーションガイドライン』を制定し、ここに印刷・配布する。遵守執行されたい。

本通達は、2013年5月13日より実施する。以前の規定が本通達の内容と不一致である場合、本通達を基準とする。本通達の実施後、付属文書3に列挙した法規は即時に廃止する。

国家外貨管理局の各分局、外貨管理部は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の中心支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行に転送しなければならない。各中国資本銀行は、本通達を受け取った後、遅滞なく所轄の各分支機構に転送しなければならない。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司にフィードバックすること。

- 付属文書：1. 外債登記管理弁法  
2. 外債登記管理オペレーションガイドライン  
3. 廃止法規目録

国家外貨管理局  
2013年4月28日

付属文書1

**外債登記管理弁法**

**第1章 総則**

**第1条** 外債情報を正確に、遅滞なく、完全に統計し、外債資金の流出入管理を規範化し、外債リスクを防止するため、『中華人民共和国外貨管理条例』（以下『外貨管理条例』という）および『外債統計モニタリング暫定規定』に基づき、本弁法を制定する。

**第2条** 債務者は、国家の関連規定に基づき外債を借用し、合わせて外債登記手続を行わなければならない。

**第3条** 国家外貨管理局およびその支局は（以下「外管局」という）は、外債の登記、口座、使用、返済および元転・外貨転等の管理、監督および検査に責任を負い、合わせて外債に対し統計およびモニタリングを行う。

国家外貨管理局は、全方位の外債の統計モニタリングに責任を負い、合わせて定期的に外債状況を公布する。

**第4条** 国家外貨管理局は、国際統計基準に基づき、わが国の実情と合わせ、外貨統計の範囲および統計方法を確定する。

外債統計方法は、債務者登記およびサンプル調査等を含む。

**第5条** 国家外貨管理局は、国際収支の変化状況に基づき、外債登記の範囲および管理方式に対して調整を行うことができる。

## 第2章 外債登記

**第6条** 外債登記とは、債務者が規定に基づき外債を借用した後、規定の方式に基づいて所在地の外管局で外債の契約、引出、返済および元転・外貨転等の情報を登記または報告することを指す。債務者の類型に基づき、異なる外債登記方式を実行する。

外債借入契約に変更が発生したとき、債務者は規定に基づき外管局で外債契約変更登記手続を行わなければならない。

外債未返済残高がゼロで、かつ債務者が再び引出を行わない場合、債務者は規定に基づき外管局で外債抹消登記手続を行わなければならない。

**第7条** 債務者が財政部門である場合、毎月初め10営業日以内に所在地の外管局へ外債の契約、引出、元転、外貨購入、返済および口座変動等の情報を逐一報告しなければならない。

**第8条** 債務者が国内銀行の場合、外管局の関連システムを通じてその外債借用情報を逐一報告しなければならない。

**第9条** 債務者が財政部門、銀行以外のその他の国内債務者（以下「非銀行債務者」という）である場合、規定の期間内に所在地の外管局で外債契約の逐一登記もしくは届出手続を行わなければならない。

**第10条** 国内銀行を通じて資金の受取・支払を行わない場合について、非銀行債務者は外債引出額、元利返済額および未返済残高に変動が発生した後、関連証明書類を持参して所在地の外管局で届出手続を行わなければならない。

### 第3章 外債口座、資金使用および元転・外貨転管理

**第11条** 国内銀行が外債を借用する場合、国内外の銀行で直接、関連口座を開設することができ、その外債と関連する引出および返済等の手続を直接、行うことができる。

**第12条** 非銀行債務者は、外債契約登記手続を行った後、国内銀行で直接、外債口座の開設を申請することができる。

非銀行債務者は、引出および返済手続に使用する外債専用口座を開設することができ、実需に基づき外債の返済に専ら使用する元利返済専用口座を開設することもできる。

**第13条** 非銀行債務者の申請に基づき、銀行は必要な審査・確認手順を履行した後、そのために直接、外債口座を開設、閉鎖し、ならびに外債の引出、元転・外貨転および返済等の手続を行うことができる。

**第14条** 外商投資企業が借用した外債資金は、元転して使用することができる。

別途規定がある場合を除き、国内金融機関および中国資本企業が借用した外債資金は元転して使用してはならない。

**第15条** 債務者が外債資金の元転手続を行うとき、実需の原則を遵守し、規定の証明文書を持参して直接、銀行で手続を行わなければならない。

銀行は、関連規定に基づき証明文書を審査・確認した後、債務者のために元転手続を行うことができる。

**第16条** 債務者が借入契約において約定する外債資金の用途は、外貨管理規定に合致していなければならない。

短期外債は原則上、流動資金にのみ使用することができ、固定資産投資等の中長期用途に使用してはならない。

**第17条** 債務者が外貨購入して外債を返済する場合、実需の原則を遵守しなければならない。

銀行は、関連規定に基づき証明文書を審査・確認した後、債務者のために外貨購入・対外支払手続を行うことができる。

#### 第4章 国外担保・国内貸付の外貨管理

**第18条** 規定に合致する債務者が国内金融機関で借入するとき、国外機構もしくは個人が提供する担保（以下「国外担保・国内貸付」という）を受けることができる。

国内債権者は、関連規定に基づき所在地の外管局へ関連データを報告しなければならない。

国外担保の履行が発生した場合、債務者は所在地の外管局で外債登記手続を行わなければならない。

**第19条** 外商投資企業が行う国内借入で国外担保を受けるとき、国外担保人、債権者と担保契約を直接締結することができる。

国外担保の履行が発生した場合、その担保履行額は外商投資企業の外債規模管理に組み入れなければならない。

**第20条** 中国資本企業が行う国内借入で国外担保を受けるとき、事前に所在地の外管局で国外担保・国内貸付の限度額を申請しなければならない。

中国資本企業は、外管局が確定した限度額内で担保契約を直接締結することができる。

#### 第5章 不良資産の対外譲渡に係る外貨管理

**第21条** 国内機構が不良資産を対外譲渡する場合、規定に基づき批准を得なければならない。

**第22条** 不良資産の対外譲渡で批准を得た後、国外投資家もしくはその代理人は外管局で不良資産対外譲渡届出手続を行わなければならない。

**第23条** 不良資産を譲り受けた国外投資家もしくはその代理人が回収、再譲渡等の方式で取得した収益は、外管局の審査・認可を経た後で払い出すことができる。

## 第6章 罰則

**第24条** 外債資金を違法に元転した場合、『外債管理条例』第41条に基づき処罰を行う。

**第25条** 勝手に対外借入する、または国外で債券を発行する等の外債管理違反行為があった場合、『外債管理条例』第43条に基づき処罰を行う。

**第26条** 規定に違反し、勝手に外債もしくは外債元転資金の用途を変更した場合、『外債管理条例』第44条に基づき処罰を行う。

**第27条** 以下のいずれかの状況がある場合、『外債管理条例』第48条に基づき処罰を行う。

- (1) 規定に基づき外債に関係する国際収支申告を行わなかった場合、
- (2) 規定に基づき外債統計報告表等の資料を報告しなかった場合、
- (3) 規定に基づき外債業務の有効書類を提出しなかった、または提出した書類が真実でなかった場合、
- (4) 外債口座管理規定に違反した場合、
- (5) 外債登記管理規定に違反した場合。

**第28条** 金融機関に以下のいずれかの状況がある場合、『外債管理条例』第47条に基づき処罰を行う。

- (1) 規定に違反して外債資金の受取・支払手続を行った場合、
- (2) 規定に基づき外債に係る元転、外債業務を行った場合。

**第29条** 本弁法に違反するその他の行為は、『外債管理条例』の法律責任関連規定に基づき処罰を行う。

## 第7章 附則

**第30条** 銀行は、外債管理関連規定に基づき、非銀行債務者の外債口座、引出、使用、返済および元転・外債業務等の情報を外管局に報告しなければならない。

**第31条** 外管局は、サンプル調査等の方式を利用し、国内企業の対外貿易で発生した代金前受、延払等

の企業間貿易信用取引の情報を収集する。

国内企業が国外企業との間で発生した貿易信用取引は、本弁法の規定に基づき外債登記手続を行う必要はない。

**第32条** 債務者は、関連規定に基づき外債の元利返済リスクの固定と目的として、為替もしくは利率と関連するヘッジ取引契約を締結し、合わせて銀行で直接、決済を行うことができる。

**第33条** 本弁法は、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。

**第34条** 本弁法は、2013年5月13日より実施する。

(中国語原文)

**国家外汇管理局**  
**汇发[2013]19号**  
**关于发布《外债登记管理办法》的通知**

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为深化外汇管理体制改革的，简化行政审批程序，强化外债统计监测，防范外债风险，国家外汇管理局决定改进外债登记管理方式。为此，国家外汇管理局制定了《外债登记管理办法》和《外债登记管理操作指引》，现印发给你们，请遵照执行。

本通知自2013年5月13日起实施。之前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。本通知实施后，附件3所列法规即行废止。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各中资银行接到通知后，应及时转发所辖各分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

- 附件：1. 外债登记管理办法  
2. 外债登记管理操作指引  
3. 废止法规目录

国家外汇管理局  
2013年4月28日

附件1

## 外债登记管理办法

### 第一章 总则

**第一条** 为准确、及时、完整统计外债信息，规范外债资金流入出的管理，防范外债风险，根据《中华人民共和国外汇管理条例》（以下简称《外汇管理条例》）和《外债统计监测暂行规定》，制定本办法。

**第二条** 债务人应按照国家有关规定借用外债，并办理外债登记。

**第三条** 国家外汇管理局及其分支局（以下简称外汇局）负责外债的登记、账户、使用、偿还以及结售汇等管理、监督和检查，并对外债进行统计和监测。

国家外汇管理局负责全口径外债的统计监测，并定期公布外债情况。

**第四条** 国家外汇管理局根据国际统计标准，结合我国实际情况，确定外债统计范围和统计方法。

外债统计方法包括债务人登记和抽样调查等。

**第五条** 国家外汇管理局可根据国际收支变化情况，对外债登记范围和管理方式进行调整。

## 第二章 外债登记

**第六条** 外债登记是指债务人按规定借用外债后，应按照规定方式向所在地外汇局登记或报送外债的签约、提款、偿还和结售汇等信息。根据债务人类型实行不同的外债登记方式。

外债借款合同发生变更时，债务人应按照规定到外汇局办理外债签约变更登记。

外债未偿余额为零且债务人不再发生提款时，债务人应按照规定到外汇局办理外债注销登记手续。

**第七条** 债务人为财政部门，应在每月初 10 个工作日内逐笔向所在地外汇局报送外债的签约、提款、结汇、购汇、偿还和账户变动等信息。

**第八条** 债务人为境内银行，应通过外汇局相关系统逐笔报送其借用外债信息。

**第九条** 债务人为财政部门、银行以外的其他境内债务人（以下简称非银行债务人），应在规定时间内到所在地外汇局办理外债签约逐笔登记或备案手续。

**第十条** 对于不通过境内银行办理资金收付的，非银行债务人在发生外债提款额、还本付息额和未偿余额变动后，持相关证明材料到所在地外汇局办理备案手续。

## 第三章 外债账户、资金使用和结售汇管理

**第十一条** 境内银行借用外债，可直接在境内、外银行开立相关账户，直接办理与其外债相关的提款和偿还等手续。

**第十二条** 非银行债务人在办理外债签约登记后，可直接向境内银行申请开立外债账户。

非银行债务人可开立用于办理提款和还款的外债专用账户，也可根据实际需要开立专门用于外债还款的还本付息专用账户。

**第十三条** 根据非银行债务人申请，银行在履行必要的审核程序后，可直接为其开立、关闭外债账户以及办理外债提款、结售汇和偿还等手续。

**第十四条** 外商投资企业借用的外债资金可以结汇使用。

除另有规定外，境内金融机构和中资企业借用的外债资金不得结汇使用。

**第十五条** 债务人在办理外债资金结汇时，应遵循按需原则，持规定的证明文件直接到银行办理。

银行应按照有关规定审核证明文件后，为债务人办理结汇手续。

**第十六条** 债务人借款合同中约定的外债资金用途应当符合外汇管理规定。

短期外债原则上只能用于流动资金，不得用于固定资产投资等中长期用途。

**第十七条** 债务人购汇偿还外债，应遵循按需原则。

银行应按照有关规定审核证明文件后，为债务人办理购付汇手续。

#### 第四章 外保内贷外汇管理

**第十八条** 符合规定的债务人向境内金融机构借款时，可以接受境外机构或个人提供的担保（以下简称外保内贷）。

境内债权人应按相关规定向所在地外汇局报送相关数据。

发生境外担保履约的，债务人应到所在地外汇局办理外债登记。

**第十九条** 外商投资企业办理境内借款接受境外担保的，可直接与境外担保人、债权人签订担保合同。

发生境外担保履约的，其担保履约额应纳入外商投资企业外债规模管理。

**第二十条** 中资企业办理境内借款接受境外担保的，应事前向所在地外汇局申请外保内贷额度。

中资企业可在外汇局核定的额度内直接签订担保合同。

## 第五章 对外转让不良资产外汇管理

**第二十一条** 境内机构对外转让不良资产，应按规定获得批准。

**第二十二条** 对外转让不良资产获得批准后，境外投资者或其代理人应到外汇局办理对外转让不良资产备案手续。

**第二十三条** 受让不良资产的境外投资者或其代理人通过清收、再转让等方式取得的收益，经外汇局核准后可汇出。

## 第六章 罚则

**第二十四条** 外债资金非法结汇的，依照《外汇管理条例》第四十一条进行处罚。

**第二十五条** 有擅自对外借款或在境外发行债券等违反外债管理行为的，依照《外汇管理条例》第四十三条进行处罚。

**第二十六条** 违反规定，擅自改变外债或外债结汇资金用途的，依照《外汇管理条例》第四十四条进行处罚。

**第二十七条** 有下列情形之一的，依照《外汇管理条例》第四十八条进行处罚：

- (一) 未按照规定进行涉及外债国际收支申报的；
- (二) 未按照规定报送外债统计报表等资料的；
- (三) 未按照规定提交外债业务有效单证或者提交的单证不真实的；
- (四) 违反外债账户管理规定的；
- (五) 违反外债登记管理规定的。

**第二十八条** 金融机构有下列情形之一的，依照《外汇管理条例》第四十七条进行处罚：

- (一) 违反规定办理外债资金收付的；

(二) 违反规定办理外债项下结汇、售汇业务的。

**第二十九条** 其他违反本办法的行为，按《外汇管理条例》法律责任有关规定进行处罚。

## 第七章 附则

**第三十条** 银行应按照外汇管理相关规定，将非银行债务人的外债账户、提款、使用、偿还及结售汇等信息报送外汇局。

**第三十一条** 外汇局利用抽样调查等方式，采集境内企业对外贸易中产生的预收货款、延期付款等企业间贸易信贷信息。

境内企业与境外企业间发生贸易信贷的，无需按照本办法规定办理外债登记。

**第三十二条** 债务人可按照有关规定签订以锁定外债还本付息风险为目的、与汇率或利率相关的保值交易合同，并直接到银行办理交割。

**第三十三条** 本办法由国家外汇管理局负责解释。

**第三十四条** 本办法自 2013 年 5 月 13 日起实施。

### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。